

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 生活保護法による指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった件 七
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 七
 - 生活保護法による指定介護機関を休止した旨届出があった件 七
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 七
 - 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 七
 - 道路の区域を変更する件二件 七
 - 道路の供用を開始する件二件 七
 - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 七

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七
- 随意契約の相手方を決定した件 七

告示

福島県告示第百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
 - 西白河郡矢吹町丸の内三百三十番の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有

- 害物質（土壌汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- （水・大気環境課）

福島県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
こくぶ薬局 鶴賀店	同 市 鶴賀町二丁目二番一階	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木二丁目一丁目五番	平成二十五年一月十七日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ケアプラン センター気ごころ	相馬市小野字小野迫六六一	特定非営利活動法人こころ	福島県相馬市小野字小野迫六六一	同 年 一月一日	居宅介護支援事業
株式会社オレンジケ	同 市 西山字表西山一	株式会社オレンジケ	同 市 西山字表西山一	同 年 二月一日	居宅介護支援事業

アー オレ ンジェアー 居宅介護支 援事業所	一四―二二	アー	四―二二		
デイサービス センター あそびりス テーション	河沼郡会津 坂下町大字 新開津字村 内九六	特定非営利 活動法人き らめき	同 県河沼郡会 津坂下町大字東 一月一日	同 年	通所介護 介護予 防護所介 護

(社会福祉課)

福島県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
まるわ居宅介護支 援事業所	一 伊達市保原町字泉町一〇五一	一 伊達市保原町字宮下八二一

(社会福祉課)

福島県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を休止した旨届出があった。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	事業者の 名 称	事業者の 事務所の所在地	休止年月日	サービス の 種 類
-------------	---------------	-------------	-----------------	-------	---------------

居宅介護 支援事業 所きぼう	福島市笹谷 字谷地前二 二―三五	フジケア サービス 株式会社	郡山市喜久田町 字上追池四八― 一	平成二十四年一月 三十一日	居宅介護 支援
----------------------	------------------------	----------------------	-------------------------	------------------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年二月二十二日から同年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむらコスモス通り店 福島県郡山市鳴神三丁目七十五番地

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防災・防犯対策への協力に係る事項

郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しています。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策への御協力をお願いします。

2 騒音の発生に関する事項

周辺は住宅地であることから、夜間（午後十時～午前六時）の商品搬入車両の出入り等、特に注意し、周辺環境の静穏保持に努めてください。

3 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進してください。

4 廃棄物に係る事項等
事業所から発生する生ゴミ、紙くず等廃棄物は事業系一般廃棄物に該当するため、郡山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託すると共に、産業廃棄物については、福島県若しくは郡山市の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託してください。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の所在地	登録年月日
福島県五六三	上田浩明 西白河郡矢吹町 諏訪清水二四〇番地	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	西白河郡矢吹町 諏訪清水二四〇番地	平成二十五年 一月二八日

（森林整備課）

福島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高 隋字人数平乙一〇八〇 番二地先から 同 郡同 町大字高 隋字寄神乙一六六七番 二地先まで	変更前 変更後	一一・一〇 四八・一	一一三・一 一一三・九

（道路計画課）

福島県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道高隋 田島線	南会津郡下郷町大字高 隋字寄神乙一六七四番 一地从先から 同 郡同 町大字湯 野上字寄上乙一三五九 番二地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 三二六・二二	五六五・〇 五六五・〇

（道路計画課）

福島県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一八号	南会津郡下郷町大字高隋字人数平乙一〇八〇番二地先から 同 郡同 町大字高隋字寄神乙一六六七番二地先まで	平成二十五年二月 二二日

（道路計画課）

福島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字高陸字寄神乙一六七四番一地从先から 同 郡同 町大字湯野上字寄上乙一三五九番二地从先まで	平成二五年二月二二日

(道路計画課)

福島県告示第百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
酒井高畔

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標
柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市勿来町
字酒井高畔 四十四番一

一号、二号、三号、四号、五号、
十七号及び十八号

六十六番六
六号、八号、十号、十五号及び十
六号

六十六番五
七号

五十番
九号

四十八番一
十一号

四十七番一
十二号

四十六番四
十三号

八十四番
十四号

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
寺前

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標
柱七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市仁井田町
字辰ノ口
二十九番十
二十九番十六
二十九番十三

一号
二号
三号及び四号

二十九番二
五号
三十番六
六号
五十七番一
七号

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
山の入
字寺前

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標
柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市小川町高萩
字手ノ倉

十六番一
一号
十五番一
二号
十五番六
三号
十三番二
四号
十一番一
五号、六号及び七号
十三番一
八号

(砂防課)

公 告

公告第四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年二月十四日

二 名称
特定非営利活動法人東日本次世代教育支援協会

三 代表者の氏名
今泉 恵一

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市南二丁目九十九番地オクタゴンビル平家棟

五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活するすべての人に対して、子育て支援、環境教育、若年求
職者(フリーターを含む)及び豊かな経験や技能・技術をもった働き場所を求める中、
高年世代に属する人々に対して、実践的な職業教育、セミナー、講演、通信教育等の
機会を提供し、年齢を問わず働く意欲のある人たちの職業能力増進、生活力向上、雇
用機会の拡充などを図ることによって、この法人が生きがいのある生産活動の場を提
供し、地域の中小企業やベンチャー企業等の人材育成、人材確保、経営力向上を図る

公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間処理）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年2月22日

福島県北流域下水道建設事務所長 小澤尚晴

- 1 随意契約に係る特定業務の名称及び数量
脱水汚泥処分業務（中間処理） 590 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年1月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社クリンテックサーマル 埼玉県深谷市折之口1985番地
- 5 随意契約に係る契約金額
脱水汚泥1 t当たり60,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)